

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2111265 号
令和 3 年 1 1 月 2 6 日
原 子 力 規 制 庁

・審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 3 年 9 月 27 日付け令 03 原機（峠）072 をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 5 7 条第 1 項の規定に基づき申請された国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設保安規定変更認可申請書（以下「本申請」という。）が、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項第 1 号に定める核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するか、また、同項第 2 号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するか審査した。

なお、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項第 2 号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するかについては、使用施設等における保安規定の審査基準（原規研発第 1311275 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）を基に判断した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容については以下のとおり。

・申請の概要

本申請の変更の内容は、以下のとおりである。

1 . 核燃料物質使用変更許可の保安規定への反映のための変更

令和 3 年 9 月 17 日付け原規規発第 2109174 号で許可した内容の保安規定への反映のため、以下の変更を行う。

ウラン濃縮試験の終了に伴いカスケード設備等が許可の対象から外れたことから、当該設備等の臨界管理に関する規定の削除

解体撤去した機器類及び使用を終了した維持管理中の設備・機器の保管場所の追加に伴う管理区域図への反映

放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いを追加することに伴う変更

・ 審査の内容

- 1 . 原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項第 1 号

規制庁は、本申請について、品質マネジメントシステム等が、核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けた本使用施設等の位置、構造及び設備の内容と整合していることを確認したことから、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項第 1 号に定める核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

- 2 . 原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項第 2 号

規制庁は、以下のとおり、本申請について適用される核燃料物質の使用等に関する規則（昭和 32 年総理府令第 84 号。以下「使用規則」という。）各条文に関する審査基準を満足していると判断したことから、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項第 2 号に定める災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

1 . 使用規則第 2 条の 1 2 第 1 項第 2 号（品質マネジメントシステム）

使用規則第 2 条の 1 2 第 1 項第 2 号に関する審査基準は、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその 2 次文書、3 次文書等といった品質マネジメントシステムに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること等を求めている。

規制庁は、放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いについて、当該廃棄物の管理に係る要領書を品質マネジメントシステムに関する 2 次文書として追加し、当該要領書を品質マネジメント文書体系の下で管理することが定められていることを確認したことから、使用規則第 2 条の 1 2 第 1 項第 2 号に関する審査基準を満足していると判断した。

2 . 使用規則第 2 条の 1 2 第 1 項第 3 号（使用施設等の管理を行う者の職務及び組織）

使用規則第 2 条の 1 2 第 1 項第 3 号に関する審査基準は、使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることを求めている。

規制庁は、放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに伴い、施設管理課長が行う職務に放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る業務を行うことが定められていることを確認したことから、使用規則第 2 条の 1 2 第 1 項第 3 号に関する審査基準を満足していると判断した。

3．使用規則第2条の12第1項第5号（使用施設等の操作）

使用規則第2条の12第1項第5号に関する審査基準は、核燃料物質の臨界管理について定められていること等を求めている。

規制庁は、ウラン濃縮試験の終了に伴いカスケード設備等が許可の対象から外れたことから、当該設備等について臨界安全上のインタロックの設定及び核的制限値を削除するものであり、これらを除き臨界管理に係る規定に変更はないことを確認したことから、使用規則第2条の12第1項第5号に関する審査基準を満足していると判断した。

4．使用規則第2条の12第1項第6号（管理区域及び周辺監視区域の設定等）

使用規則第2条の12第1項第6号に関する審査基準は、管理区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること等を求めている。

規制庁は、解体撤去した機器類及び使用を終了した維持管理中の設備・機器の保管場所を追加することによる管理区域を示す図への反映であることを確認したことから、使用規則第2条の12第1項第6号に関する審査基準を満足していると判断した。

5．使用規則第2条の12第1項第7号（線量、線量当量、汚染の除去）

使用規則第2条の12第1項第7号に関する審査基準は、放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として定められていること等を求めている。

規制庁は、本変更について、放射性廃棄物でない廃棄物に関する措置として、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を踏まえ、放射性廃棄物でない廃棄物の判断の対象範囲、判断方法、保安上の措置について保安規定に適切に記載していることを確認したことから、使用規則第2条の12第1項第7号に関する審査基準を満足していると判断した。